

新たな大分県耐震改修促進計画の素案について

土木建築部建築住宅課

【目的】地震発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること

【策定理由】現計画(平成28年度策定)が令和7年度末で期間満了を迎えること。国の基本方針(令和7年7月改正)と整合を図る必要があること。

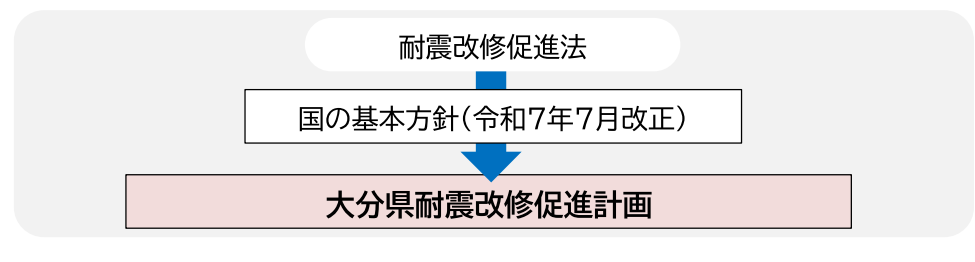
第1章 総則

【位置付け】

耐震改修促進法に基づく法定計画(第5条)

【計画期間】

令和8年度～令和17年度(10年間)



第2章 耐震化の目標

	現計画 (H28～R7)		次期計画 (R8～R17)	
	目標	実績	目標	
住宅	92%	88%	(R12) 95%	(R17) おおむね解消
要緊急安全確認 大規模建築物※	—	94%	(R12) おおむね解消	—

※昭和56年5月以前に建てられた、大規模な病院・店舗・旅館など

第3章 耐震化を促進するための施策

・基本的な施策【継続】

- (1)住宅の耐震化の促進
- (2)特定建築物の耐震化の促進
- (3)建築物の仕上げ材等や付属する工作物、建築設備等の安全確保
- (4)相談体制の整備
- (5)情報提供の充実

・重点的に取り組む施策【継続】

- (1)木造住宅の耐震化
- (2)要緊急安全確認大規模建築物の耐震化
- (3)建築物に付属するブロック塀の安全確保

・今後検討すべき課題【追加】

- (1)新耐震基準以降(昭和56年から平成12年まで)の木造住宅の耐震化
背景：能登半島地震で倒壊等の被害発生
- (2)道路部局等関係機関と連携した緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化
背景：国の基本方針に新たな施策として追加

第4章 その他の地震時の安全対策

・家具等の転倒防止、非構造部材の安全対策の推進 など【継続】

第5章 建築物の所有者に対する指導等(解説)

・指導等の具体的な内容、対象となる建築物 など

今後のスケジュール

令和7年12月下旬
パブリックコメント

令和8年
第1回定例会 成案報告

令和8年3月下旬
計画公表